

特定投資家制度の期限日のお知らせ

豊証券株式会社

当社の特定投資家制度の期限日は、毎年 8 月 31 日です。

【特定投資家制度について】

金融商品取引法(平成 19 年 9 月 30 日施行)では、その知識・経験・財産の状況から、お客様を「特定投資家」と特定投資家以外の「一般投資家」に区分し、「特定投資家」に対しては、規制内容の柔軟化が図られております。

「特定投資家」とは、機関投資家をはじめとしたいわゆる「プロ」の投資家がここに分類され、金融商品取引法上の行為規制(当社側の行為についての規制)の一部が除外されることになります。

「一般投資家」とは、個人投資家をはじめとした投資家がここに分類され、金融商品取引法上の行為規制を受けることになります。

【期限日について】

特定投資家制度では、一定の要件を満たすお客様は、申し出により契約の種類ごとに、特定投資家のお客様が一般投資家に移行すること、あるいは、一般投資家のお客様が特定投資家に移行することが認められています。

ただし、これにより一般投資家から特定投資家へ移行したお客様が、特定投資家として取り扱われる期間は、法令で定められており、証券会社は、その期間の末日(期限日といいます)を、一般投資家から特定投資家への移行を承諾した日から起算して 1 年以内で、任意に定めることができます。

当社では、一般投資家から特定投資家への移行に係る期限日を毎年 8 月 31 日とさせていただきます。

なお、平成 22 年 4 月 1 日より、特定投資家から一般投資家への移行に係る期限日はなくなりました。

【一般投資家に移行された特定投資家のお客様について】

一般投資家に移行された特定投資家のお客様につきましては、当社では、移行を承諾した日以後、お客様より「特定投資家に復帰する」旨の申し出を受けるまでの期間、一般投資家としてお取り扱い致します。

詳しくは、当社担当者にお問い合わせください。